

令和6年 鱒ヶ沢町農業委員会 第1回定例総会会議録

令和6年1月10日（水）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 10名

1番	木村 賢一	12番	工藤 文信
4番	木村 優仁	13番	對馬 孝
5番	今 仁司	14番	工藤 清
7番	神 文人		
6番	神 秀穂		
8番	三上 三樹		
10番	木村 暢子		

◎欠席委員 2番 長谷川 貴輝 3番 大谷 大樹
9番 佐藤 松子 11番 工藤 修二

事務局	1. 開会 ただ今より令和6年第1回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命

議長	<p>会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を7番の神文人委員、8番の三上三樹委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和5年12月8日、12日、13日 鱒ヶ沢町第4回定例会 場 所：鱒ヶ沢町役場 議場 出席者：工藤会長</p> <p>報告第2号 令和5年12月8日 農業委員会サポートシステム目標地図作成研修会 場 所：青森県総合社会教育センター第10研修室 出席者：事務局 工藤</p> <p>報告第3号 令和5年12月19日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鱒ヶ沢町役場 2階委員会室 出席者：木村賢一委員、中村広推進委員 事務局（工藤、齋藤）</p> <p>報告第4号 令和5年12月25日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：赤石町地内、南金沢町地内、種里町地内 舞戸町字蒲生地内 出席者：對馬孝委員、木村優仁委員、一戸悦雄推進委員、 事務局（工藤）</p>
議長	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第3号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について</p> <p>以上3議案を上程致します。</p>
議長	

議長

6. 議案の審議

議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第1号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。
番号1番から詳細について説明します。

番号1番

農地の所在 大字種里町字大津179番

地目 登記、現況ともに田

面積 521㎡

外田2筆、合計面積は1,290㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間による売買です。

番号2番

農地の所在 大字建石町字餅ノ沢72番6

地目 登記、現況ともに畑

面積 4,861㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間による売買です。

番号3番

農地の所在 大字深谷町字細ヶ平野山73番

地目 登記、現況ともに田

面積 1,609㎡

外田2筆 合計面積は8,891㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間による贈与です。

番号4番

農地の所在 大字中村町字下山ノ井159番1

地目 登記、現況ともに畑

面積 1,144㎡

外畑4筆 合計面積は2,208㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間による売買による売買です。

番号5番

農地の所在 大字長平町字甲音羽山64番112

地目 登記は原野、現況は畑

面積 8,606㎡

外畑1筆 合計面積は13,284㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

あっせんによる売買です。

番号6番

農地の所在 大字長平町字甲音羽山194番1

地目 登記、現況ともに畑及び田

事務局

面積 8,606㎡
外田2筆 合計面積は4,918㎡
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
あっせんによる売買です。

番号7番
農地の所在 大字北浮田町字今須306番1
地目 登記、現況ともに畑
面積 3,005㎡
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
あっせんによる売買です。

このことについて、資料6頁をごらんください。
法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。

議長

番号1番については、当該申請地は稲作等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

寺沢推進委員

番号2番については、当該申請地は野菜等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号3番については、当該申請地は稲作の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号4番については、当該申請地は野菜等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号5番については、当該申請地は大豆等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号6番については、当該申請地は大豆等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号7番については、当該申請地は長芋等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお12月25日に對馬孝委員、木村優二委員、一戸悦男 推進委員、事務局が航空写真で調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

事務局

ただいまの番号5番、6番、7番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった農地利用最適化推進委員の中村広推進委員より、結果報告をお願いします。

中村推進委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。

議案第1号5番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の長平町字甲音羽山64番地112、登記簿地目 原野、現況畑で、その面積が8,606㎡、ほか田が1筆で合計面積が13,284㎡の移動に関して、令和5年12月19日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の木村賢一委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を85万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アールあたりでは、約6万4千円となります。

次に、議案第1号6番をご覧ください。

譲渡人所有の長平町字甲音羽山194番地1、登記簿地目 、現況ともに畑で、その面積が1,552㎡、ほか田が2筆その面積が782㎡、2,584㎡、合計面積が4,918㎡の移動に関して、令和5年12月19日午前10時30分から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の木村賢一委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を20万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アールあたりでは、約4万5千円となります。

続きまして、議案第1号7番をご覧ください。

譲渡人所有の北浮田町字今須306番地1、登記簿地目 、現況ともに畑で、その面積が3,005㎡、の移動に関して、令和5年12月19日午前11時分から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の木村賢一委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を20万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10アールあたりでは、約6万7千円となります。

以上報告を終わります。

議長

それでは議案第1号について審議に入ります。

議案第1号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案第1号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

なお、番号1番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する議長の一時退席をお願いします。

議場 (議長が退席、議長の変更)

議長 暫時の間、議長を勤めさせていただきます。

(木村職務代理)

議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号1番について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは番号1番について説明に入ります。

10ページをお開き下さい。

番号1

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大柳148番4

地目 登記簿 田

現況 田

面積 6,552㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 3年

賃貸借 10a当り0.5俵(玄米)で契約しております。

議長 ただいま、番号1番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。

(木村職務代理)

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場 [「異議なし」という声あり]

議長 ないようなので、採決いたします。

(木村職務代理)

議案第2号、番号1番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号、番号1番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(木村職務代理)

退席していた委員の着席をお願いします。

議場

(議長が着席、議長が交代)

議長

なお、番号6番、7番についても、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する議長の一時退席をお願いします。

議場

(木村賢一委員が退席)

議長

議案第2号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号6番、7番について事務局に説明を求めます。

それでは番号6番、7番について説明に入ります。

12ページをお開き下さい。

番号6

農地の所在 鯉ヶ沢町大字小屋敷町字浮橋269番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,434㎡

外1筆 合計6,116㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃貸借 全部で6俵で契約しております。

番号7

農地の所在 鯉ヶ沢町大字湯舟町字七尾中崎40番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,484㎡

外2筆 合計3,633㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃貸借 全部で4俵で契約しております。

議長

ただいま、番号6番、7番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

ないようなので、採決いたします。

議案第2号、番号6番、7番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号、番号6番、7番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
退席していた委員の着席をお願いします。

議場 (木村賢一委員が着席)

議長 それでは議案第42号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利集積計画の承認についてただいま承認されたもの以外について用事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、9頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²
	樹園地	0 m ²
	計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	5件	38,590 m ²
新規	6件	34,387 m ²
計	11件	72,977 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m ²
3年から5年契約	26筆	58,467 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	22筆	14,510 m ²
計	32筆	72,977 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	12名
借手農家	10名

地目別面積

田	72,977 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	72,977 m ²

3. 総地目別面積

田	72,977 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	72,977 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
-------	----

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号2

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中山ノ井477番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 385 m²

外田9筆 合計10筆

合計面積 3,615 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 10年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号3 (取り消し)

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山194番2

地目 登記簿 田

現況 畑

面積 9,453 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 3年

賃借料 全部で40,000円で契約しております。

番号4

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井9番地16

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,145 m²

外田4筆 合計5筆

合計面積 8,598 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号5

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生64番4

地目 登記簿 田

事務局

現況田

面積 2,984㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 5,873㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号8

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永273番

地目 登記簿 田

現況田

面積 2,109㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 6,232㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号9

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字唐松200番

地目 登記簿 田

現況田

面積 539㎡

外田11筆 合計12筆

合計面積 10,895㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号10

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字大谷41番1

地目 登記簿 田

現況田

面積 2,692㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 10,385㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 0.5 俵（玄米）で契約しております。

議長

番号 1 1
農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字上清水崎 5 1 番 1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 1, 4 6 0 m²
外 田 4 筆 合計 5 筆
合計面積 8, 8 3 2 m²
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5 年
賃借料 全部で 8 俵（玄米）で契約しております。

番号 1 2
農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字上栄山 4 9 番 2
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2, 1 2 1 m²
外 田 1 筆 合計 2 筆
合計面積 2, 2 4 6 m²
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5 年
賃借料 1 0 a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第 2 号について審議に入ります。
議案第 2 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから
発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 2 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第 2 号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第 3 号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について事務局に説明を求めます。

事務局

贈与税の納税猶予の特例を受けている租税特別措置法第 7 0 乗の 4 第 1 項の規定並びに地方税法附則第 1 2 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。

事務局	<p>なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとする。 以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第3号について審議に入ります。 議案第3号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第3号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第3号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について、原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これもちまして令和6年第1回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の総会は2月9日(金)午前10時に開催予定。 <p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 神 文 人</p> <p style="text-align: right;">" 三 上 三 樹</p>